

## 平成29年第1回定例会会議録目次

1	会議録署名議員の指名	3
2	会期の決定	3
3	行政報告	4
4	議案第1号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について	5
5	議案第2号 専決処分（西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止について）の承認について	8
6	議案第3号 専決処分（東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることについて）の承認について	8
7	議案第4号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	10
8	議案第5号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	12
9	議案第6号 西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止及び東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることに伴う関係条例の整備に関する条例	14
10	議案第7号 多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	16
11	議案第8号 平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）	23
12	議案第9号 平成29年度多摩六都科学館組合の負担金について	25
13	議案第10号 平成29年度多摩六都科学館組合一般会計予算	25

平成29年 第1回定例会

2月16日(木)

平成29年多摩六都科学館組合議会  
第1回定例会会議録

○期 日 平成29年2月16日(木)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(10名)

1番 日向美砂子君

2番 佐藤徹君

3番 村山淳子君

4番 朝木直子君

5番 斉藤実君

6番 西畑春政君

7番 白石玲子君

8番 永田雅子君

9番 小林たつや君

10番 大林光昭君

○出席説明員

管理者 丸山浩一君

会計者 白井清美君

事務局長 宮寺勝美君

事務局長 神田正彦君

管理課  
課長補佐 豊田和徳君

○議会職員出席者

書記 内海謙一君

書記 星智加子君

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第1号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 第5 議案第2号 専決処分（西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止について）の承認について
- 第6 議案第3号 専決処分（東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることについて）の承認について
- 第7 議案第4号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第5号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第6号 西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止及び東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることに伴う関係条例の整備に関する条例
- 第10 議案第7号 多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第8号 平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第9号 平成29年度多摩六都科学館組合の負担金について
- 第13 議案第10号 平成29年度多摩六都科学館組合一般会計予算

平成29年多摩六都科学館組合議会第1回定例会

平成29年2月16日（木）午前10時00分開会

○議長（佐藤 徹君） 開会前でございますが、ここで事務局長より資料の説明がございます。  
宮寺事務局長。

○事務局長（宮寺勝美君） おはようございます。

それでは、本日の定例会の配付資料について御確認をお願いいたします。

本日の議事日程と配付資料一覧でございます。資料につきましては、資料1と資料6、資料8を用意してございます。議案関係資料の資料2から資料7につきましては、事前に送付済みでございます。

ここで、誠に申し訳ございませんが、事前に送付済みの資料6につきまして一部誤りがございましたので、机上の資料と差しかえをお願いいたします。申し訳ございませんが、よろしくをお願いいたします。

また、参考資料として、平成29年度組合議会開催日程（予定）と広報用チラシとして「ロクトニュース」、催し物の案内などをお配りしてございます。皆さん、お手元にございますでしょうか。

また、本日、定例会閉会後に事務局より何点か御報告させていただく事項がございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議長、お願いいたします。

○議長（佐藤 徹君） 開会に先立ちまして、本日は議案の件数も多く、閉会後に報告事項もありますので、質疑等につきましては簡潔に、皆さんよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回多摩六都科学館組合議会定例会を開会いたします。

---

○議長（佐藤 徹君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、第5番 斉藤実議員及び第6番 西畑春政議員を指名いたします。

---

○議長（佐藤 徹君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（佐藤 徹君） 日程第3「行政報告」を議題といたします。

報告を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 平成28年第2回定例会から現在までの事務事業執行状況の主なものについて御報告申し上げます。

最初に、利用者数等の状況について御報告いたします。

平成28年4月から平成29年1月までの10カ月間の利用者の方は21万2,207人で、前年と比較いたしますと1万2,562人、率にしますと6.3%の増で、7月から9月まで及び12月、1月の各月においてそれぞれ過去最高の利用者数となっております。

駐車場の利用台数は4月から1月まで3万6,960台で、前年比6,147台、率にいたしますと19.9%の増となっております。こちらも4月から9月まで及び12月、1月の各月の過去最高の利用台数となっております。利用者数、駐車場利用台数の増につきましては、前回の議会でも御報告いたしましたが、昨年7月より利用開始した東側の新しい駐車場による効果が大きいものと考えております。

次に、管理運営状況でございますが、指定管理者の事業実施、自主事業等においては、良好な管理運営を行っているところでございます。9月には大型映像を「銀河鉄道の夜」に更新し、10月から12月までの平日の60歳以上の割引キャンペーンに合わせ、昨年に続き新聞折り込みなどの大がかりな広報活動を実施し、シニア層への対応も図っております。

利用者数等の増加の要因といたしましては、新しい駐車場の効果だけではなく、指定管理者の日頃からの数々の教室、イベントの実施や地域連携などの取り組み、ボランティアの皆様様の活動の成果によるものが大きいものと考えております。

また、3月には圏域市民感謝デーを12日の日曜日に実施し、当日は圏域市民の入場を無料とし、昨年実施しました無料のシャトルバスの運行も予定しております。また、当日、「たまるくにご当地グルメフェスティバル」を実施し、館庭において各市の特産物などを販売する予定といたしております。

次に、昨年12月20日に実施いたしました例月出納検査について御報告いたします。例月出納検査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第4条の規定に基づく、平成28年9月から11月までの各月の現金出納状況についての検査でございます。その結果につきましては、いずれも適正な事務執行である旨、監査委員から御報告をいただいたところでございます。

次に、館庭西側のコミュニティバス停留所の整備につきましては、工事完了に伴い、昨年の12月より供用開始をしております。

「はなバス」については、昨年の4月から田無駅から科学館を経由して花小金井駅までの乗り入れが実現しており、科学館への新たな足として多くの方々に御利用いただいております。

最後に、現在、多摩六都科学館の利用者の方は、次々と過去最高の記録を塗り替えて順調に推移しております。来年度は、指定管理者の第2期目の指定期間の初年度となります。組合といたしましても、指定管理者と協力してより一層地域との連携を図り、多くの方々に御利用いただき、また、楽しんでいただける科学館を目指してまいります。

組合議員の皆様には、今後とも引き続き多摩六都科学館に対しまして御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 徹君） 報告を終わります。

行政報告に対する質疑をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 行政報告に対する質疑なしと認め、行政報告に対する質疑を終わります。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

○議長（佐藤 徹君） 日程第4「議案第1号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、東京都人事委員会勧告並びに西東京市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、西東京市に準拠して制定している多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例を改正する必要性があり、平成28年11月30日に専決処分いたしましたもので、地方自治法第179

条第3項の規定により、御報告するものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） それでは、議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、補足して御説明申し上げます。

本議案は、昨年の東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、東京都並びに西東京市の条例の一部改正と同様に多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、昨年11月30日に専決処分し、12月1日から施行したもので、議会の承認を求めるものでございます。

資料2に条例の新旧対照表をおつけいたしてございます。内容につきましては、勤勉手当につきましては、一般職員は年間0.1カ月分、再任用職員は年間0.05カ月分引き上げるものでございます。

施行日につきましては、平成28年12月1日ではありますが、既に平成28年6月に期末勤勉手当を支給してございますので、一般職、再任用職員の年間支給額がそれぞれ4.4カ月、2.3カ月となるよう条例附則で規定を整備するものでございます。

今回の改定に伴い、組合全体で、職員手当で合計年間16万円ほどの増となる見込みでございます。

議案第1号についての補足説明は以上でございます。

○議長（佐藤 徹君） これより質疑に入ります。

朝木議員。

○4番（朝木直子君） これは私の東村山市でも同じ議案が出てきましたので、経過は承知しているんですけども、確認のために伺いますが、東京都の人事委員会勧告が今回給与引き上げの根拠としている官民較差について、どのような御説明がされたのか伺います。

○議長（佐藤 徹君） 宮寺事務局長。

○事務局長（宮寺勝美君） 東京都の人事委員会勧告の概要でございますけれども、ポイントといたしまして、例月給については改定を見送り、特別給は3年連続の引き上げということで、例月給につきましては公民較差——官民の較差が、民間が81円上回っているということでございますが、極めて小さいため改定を見送り。特別給（賞与）につきましては、年間支給月数を0.1カ月分引き上げ、これは勤勉手当に配分するというものでございます。

○議長（佐藤 徹君） 朝木議員。

○4番（朝木直子君） 官民較差の民のほうですけれども、その根拠となるデータは、多摩地区の民間企業でデータをとっているものなのかどうか、確認させてください。

○議長（佐藤 徹君） 宮寺事務局長。

○事務局長（宮寺勝美君） 東京都の人事委員会勧告の中で、比較の方法といたしまして、これは都内の事業所。ですから、区部もございますし、市部もございます。都内全体で1万5333事業を調査母集団として、そのうち1,201事業所を無作為抽出して実地調査をしたということと聞いてございます。

○議長（佐藤 徹君） 朝木議員。

○4番（朝木直子君） その事業所についても一定の要件があったと思うんですが、その要件について伺います。

○議長（佐藤 徹君） 宮寺事務局長。

○事務局長（宮寺勝美君） 企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の都内1万5333事業所ということでございます。

○議長（佐藤 徹君） 朝木議員。

○4番（朝木直子君） 50人以上の事業所は多摩地区限定ではなくて都内の事業所、23区ということですので、私は、やはり比較の対象として比較にならないのではないかというふうに感じております。今回、官民較差についてその根拠を受け入れられるものではございませんので、申し訳ありませんが、この専決処分については賛成はできかねます。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤 徹君） 日程第5、「議案第2号 専決処分（西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止について）の承認について」及び日程第6、「議案第3号 専決処分（東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることについて）の承認について」を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第2号及び議案第3号の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第2号「専決処分（西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止について）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置を廃止することについて、同公平委員会の幹事団体である西東京市において、同公平委員会共同設置を廃止することについての議案が可決されたことに伴い、平成28年12月21日に専決処分いたしましたもので、地方自治法第179条第3項の規定により、御報告するものでございます。

続きまして、議案第3号「専決処分（東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることについて）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、議案第2号で御説明いたしましたとおり、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置を廃止することに伴い、地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を東京都市町村公平委員会において共同処理するため、平成28年12月21日に専決処分いたしましたもので、地方自治法第179条第3項の規定により、御報告するものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） 議案第2号と議案第3号につきまして、一括して補足説明させていただきます。

まず初めに、議案第2号「専決処分（西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止について）の承認について」、補足して御説明申し上げます。

本議案は、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置を廃止することについて、同公平委員会の幹事団体でございます西東京市において、平成28年12月21日に同公平委員会の共同設置を廃止することについての議案が可決されたことに伴い、同日専決処分し、平成29年3月31日をもって西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平

委員会の共同設置を廃止するもので、議会の承認を求めるとのことです。

次に、議案第3号「専決処分（東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることについて）の承認について」、補足して御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成29年3月31日をもって西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会を廃止することに伴い、引き続き公平委員会の事務を平成29年4月1日より東京都市町村公平委員会において共同処理するため、協議により定めた規約について平成28年12月21日に専決処分したもので、その承認を求めるとのことです。

公平委員会の事務の専門性と安定的な審議体制を確保し、適正な職員の利益保護と公平な人事権の行使を図っていくため、より広域的な構成団体により設置されている東京都市町村公平委員会に加入することとしたものといたします。

恐れ入ります。本議案の2枚目、別紙、東京都市町村公平委員会共同設置規約をごらんください。

第1条でございます。共同設置する地方公共団体といたしまして、別表に掲げるとおり、恐れ入ります、もう1枚おめくり願います。当組合と同時に加入予定の西東京市、柳泉園組合を除きますと、現在、構成団体が11市5町8村12一部事務組合により構成されている状況でございます。

議案第2号及び第3号についての補足説明は以上でございます。

○議長（佐藤 徹君） これより一括して質疑に入ります。

朝木議員。

○4番（朝木直子君） 1点だけ確認させてください。経費の負担はどのような影響がありますでしょうか。

○議長（佐藤 徹君） 宮寺事務局長。

○事務局長（宮寺勝美君） 公平委員会負担金の影響額につきましては、現在より3万円程度増加の見込みでございます。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号「専決処分（西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止について）の承認について」を採決します。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号「専決処分（東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることについて）の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤 徹君） 日程第7「議案第4号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第4号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、関係規定を整備する必要があるため、提案するものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） 議案第4号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足して御説明申し上げます。

本議案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、関係規定の整備をするものでございます。

主な改正内容につきましては、1点目が介護のための所定外労働の制限、2点目が介護の取得可能期間の上限撤廃、3点目が介護時間制度の新設でございます。

資料3、「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表」をごらんいただきたいと思います。

第8条の2でございます。1項については配偶者の定義について文言修正でございます。

第3項につきましては、要介護者の定義を現行条例の第15条第1項から本項に移すものであり、内容の変更はございません。

第8条の4でございます。要介護者のいる職員が介護する場合には、公務運営に支障がない場合、時間外勤務を免除する規定を新たに設けるものでございます。

第15条でございます。第2項で、現行条例では介護休暇の期間の初日から2年間と定めていた取得可能期間の上限を撤廃するものでございます。

第15条の2でございます。介護休暇とは別に、介護の制度として介護時間の時間休暇を新たに設けるものでございます。職員が要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、1日につき2時間を超えない範囲で勤務しないことを承認するものでございます。

本条例は、公布した日から施行するものでございます。

議案第4号についての補足説明は以上でございます。

○議長（佐藤 徹君） これより質疑に入ります。

白石議員。

○7番（白石玲子君） 1つだけお尋ねしたいと思います。利用実績について伺えればと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 徹君） 宮寺事務局長。

○事務局長（宮寺勝美君） 実績についてはございません。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。日向議員。

○1番（日向美砂子君） 1つだけ確認です。組合に加盟している各市においても今後制度変更があるかと思いますが、その状況。今後になっていくのかと思いますけれども、全く同じ内容で改正されていくのか、その確認をしたいと思います。わかる範囲で。

○議長（佐藤 徹君） 宮寺事務局長。

○事務局長（宮寺勝美君） 各市の状況についてはちょっと承知してございませんけれども、法改正によるということですので、恐らく同様な改正をされているものと考えております。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤 徹君） 日程第8「議案第5号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第5号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び児童福祉法の改正に伴い、関係規定を整備する必要があるため、提案するものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） 議案第5号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足して御説明申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び児童福祉法の改正に伴い、関係規定の整備をするものでございます。

なお、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正につきましては平成29年1月1日、児童福祉法の改正については平成29年4月1日施行となっております。施行日の違いによりまして、本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う改正を第1条により、また、児童福祉法の改正に伴う改正を第2条により行うものでございます。

資料4、「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表」をごらんください。

1ページ、2ページ目が地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う第1条改正で、3ページ目が児童福祉法の改正に伴う第2条改正となっております。

資料1 ページ目をお願いいたします。改正案、第2条の2で育児休業に係る子どもの範囲の見直し、拡大を規定してございます。これまでは、法律上の親子関係がある実子及び養子を対象としてきましたが、新たに特別養子縁組の監護期間中の子、または養子縁組里親に委託されている子等も対象となるものでございます。

第3条でございます。育児休業に係る子どもの範囲を拡大したため、特別の事情の例外規定を加えるものでございます。

第1号の内容については、現行と変更がございません。

第2号は、育児休業を次の子どもに係る育児休業に切り替えた後、その子どもが死亡または養子縁組等により職員と別居することとなった場合に加え、特別な事情を加えるものでございます。特別養子縁組の成立に係る監護を行う子について、特別養子縁組が不成立となった場合、または養子縁組里親に委託されていた措置が解除された場合、これが前の子どもが育児休業の対象年齢である場合は、再度の育児休業を請求することができるという規定を新たに設けるものでございます。

第7条でございます。1ページ目から2ページ目にかけてごらんいただきたいと思います。育児短時間勤務をすることができる特別な事情について規定しているものでございますが、育児休業に係る子どもの範囲を見直したことにより、第3条と同様の改正を行うものでございます。

第13条でございます。議案第4号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」でお示しいたしました介護時間の時間休暇新設に伴い、部分休業の承認の際、育児時間、介護時間を同日に取得する場合は、1日につき合計で2時間を限度とするものでございます。

次に、3ページ目をごらんいただきたいと思います。第2条による児童福祉法改正に伴う所要の改正部分でございます。

第2条の2でございます。児童福祉法における里親に関する規定改正に合わせ、整備するものでございます。

附則につきましては、第1条による改正は公布した日から、第2条による改正は平成29年4月1日から施行するものでございます。

議案第5号の補足説明は以上でございます。

○議長（佐藤 徹君） これより質疑に入ります。

白石議員。

○7番（白石玲子君） 利用実績ということなんですけれども、利用実績と、それからもう1つは、同じく利用実績なんですけど、男性の育児休暇の取得ということはございましたでしょうか。その点について2点お願いいたします。

○議長（佐藤 徹君） 宮寺事務局長。

○事務局長（宮寺勝美君） 実績につきましては、育児休業をしている職員の実績がございます。それと、男子の育児休業については今実績はございません。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤 徹君） 日程第9「議案第6号 西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止及び東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることに伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第6号「西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止及び東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることに伴う関係条例の整備に関する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止及び東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることに伴い、関係条例について所要の規定の整備を行う必要があるため、提案するものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） 議案第6号「西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止及び東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることに伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、補足して御説明申し上げます。

本議案は、議案第2号及び議案第3号のとおり、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置を廃止し、新たに東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることに伴い、関係する条例について所要の規定を整備するものでございます。

資料5、「西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止及び東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表」をごらんいただきたいと思っております。

多摩六都科学館組合情報公開条例及び多摩六都科学館組合個人情報保護条例では、実施機関の範囲についてそれぞれ改正を行うものでございます。また、多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例では、報告義務の主体を東京都市町村公平委員会へ変更するものでございます。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第6号の補足説明とさせていただきます。

○議長（佐藤 徹君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号「西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止及び東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることに伴う関係条例の整備に関する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 徹君） 日程第10「議案第7号 多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第7号「多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、多摩六都科学館の入館料の種類について、サイエンス友の会を廃止するとともに年間フリーパスを新設するため、当該入館料の額を定める必要があるため、提案するものであります。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） 議案第7号「多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足して御説明申し上げます。

本議案につきましては、多摩六都科学館の入館料の種類について、サイエンス友の会を廃止するとともに年間フリーパスを新設することに伴い、当該入館料の額などを定めるものでございます。

資料6、「多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例新旧対照表」をごらんいただきたいと思っております。

「別表第1（第5条関係）」でございます。入館料の部にございます「サイエンス友の会（1人年額）」の項と、「サイエンス友の会（家族年額）」の項を廃止し、かわりに「年間フリーパス」の項を設けるものでございます。あわせて、対応する利用料金の上限額も、大人2,000円、子ども800円に統一いたします。

次に、備考でございます。備考の3及び4を改め、新たに圏域割引を設けることによって、多摩六都圏域に在住・在学・在勤する市民の方の入館料を割引とするものでございます。

また、年額の制限を改め、年間フリーパス購入日から1年間有効とすることによって、実質的な有効期限を延長するものとなっております。

次に、今回の一部改正条例の附則でございます。本条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第7号の補足説明とさせていただきます。

○議長（佐藤 徹君） これより質疑に入ります。ございませんか。

永田議員。

○8番（永田雅子君） 何点か伺いたいと思います。

現時点でのサイエンス友の会の人数と、イメージ的にサイエンス友の会というのと年間フリーパスがイコールでつながらなくて、例えば今、サイエンス友の会の会員の皆様については、入場ができるということのほかには何か特典というものがあるのかどうか。もしあった場合、年間フリーパスに移行したら、それがどうなるのかということ。

あと、今、加入されているサイエンス友の会の皆様は、多分この議案が決まらない前にお知らせすることはできないのかもしれないんですけども、もしサイエンス友の会の皆さんに今回から年間フリーパスに移行しますということをお伝えしているのだとしたら、どういうふうにお伝えしたのか。また、どういう意見があったのかということについて伺いたいと思います。

それと、ざっと計算をした場合、圏域割引というのは、結構家族、例えば大人2人、子ども2人で入った場合4,200円程度で、これまでよりも割安になると思うんですけども、私は、近くの人に来てもらうというのももちろん大事だと思うんですけども、ちょっと遠いところから来てもらうということも大事だと思うんです。例えば、圏域外の方が年間フリーパスを申請した場合、例えば大人2人、子ども2人の場合、これまでの5,000円よりはちょっと割高になって、5,600円程度になると思うんですね。その辺についてどのように考えられてこの数字になったのか。あと、見込みを出していらっしゃるのでしたら、登録の見込みについて伺いたいと思います。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） それでは、お答えいたします。

現在、サイエンス友の会の人数は概ね1,800人ぐらいになっております。

それから、特典でございますけれども、サイエンス友の会の特典としましては、まず入館料が無料となるということです。それから、限定イベント、または優先イベントを実施する。そのほか、「ロクトニュース」などのお知らせを送付するといったことがございます。

これらの特典につきましては、年間フリーパスになった場合、入館無料というのはそのまま引き継がれます。それから、限定イベントと優先イベントについては、別途ロクトメンバーズというのを設けまして、そちらのほうの会員になっていただいて引き継ぎをいたします。それから、「ロクトニュース」などの配布、お知らせについてもロクトメンバーズに対して行うということを想定しております。

なぜこのようにフリーパスとメンバーズの2段階になったかといいますと、現在、

1,800人ほどの会員のうち、特典である限定イベント等に参加されている方が大体300人ぐらいで固定されてしまっているということがあります。ですので、その方々についてはロクトメンバーズに加入していただくことを想定しております。

それから、逆に、御利用者の方からは、友の会というよりは、どちらかという回数券とか割引券といった御要望が多くて、今申し上げましたように、概ね7～8割の方は、友の会の特典の中でも入館無料というところに引かれて参加されております。

これまで、友の会についてはお申し込み手続きが非常に煩雑な部分がありましたので、そういった大多数の方々に対しては、フリーパスという形で即時発行できるような制度を設けて、入館無料を求めている方々のニーズに対応していきたいというのが、この制度の移行のかなめとなっております。

現在のサイエンス友の会の方へのお知らせでありますけれども、本日御審議いただいた結果を受けてからお知らせすることとなっておりますので、まだ皆様にはお知らせをしておりません。

それから、遠方の方々への割引にならないのではないかと御懸念でございますけれども、今回は、家族構成が従来家族会員で想定していましたもので計算いたしますと、例えば親御さん2人、子どもさん2人ということだと、現在の5,000円という家族会員より少し高くなることがあります。

ただ、これも利用実態を見てみますと、家族会員で登録されても、ほとんどの場合はお子様と親御さんのお一人とか、その後の利用を見ましても、家族そろってというパターンよりは、どちらかというお子様中心の御利用がメインであるということを考えますと、むしろそこを分けて、メインで御利用される方にフリーパスを買っていただくことで、利用者の御負担というのは逆に減るところがあるのではないかとこのように考えております。

それと、見込みでございますけれども、全体的にフリーパスになることで料金が安くなる。それから、圏域割引がございますので、現在の1,800人よりも増える見込みを立てております。

○議長（佐藤 徹君） 永田議員。

○8番（永田雅子君） いろいろ伺いました。有効期間についても、例えば今までは、年度途中で申し込んだら7月から3月31日までしか有効じゃない。今回は申請したその日から丸1年使えるということで、利用者さんにとってはメリットが多いのかなというふうに今の説明を聞いて思いました。

ただ、サイエンス友の会の皆さんにはこれからお知らせということがありますので、もし本当に皆さんからいろいろな要望とか何かが出てきましたら、丁寧に対応はしてもらいたいということを申し上げて、終わります。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。日向議員。

○1番（日向美砂子君） 今のところで引き続き確認なんです、ロクトメンバーズという新しい制度を設けるということで、これはフリーパスを買っていただいた方に無料のオプションみたいな考え方で入れるということなんでしょうか。それとも、ロクトメンバーズはロクトメンバーズでフリーパスとは関係なく登録するのか。ちょっとその辺がわからなかったの、そこだけ確認します。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） ロクトメンバーズは、フリーパスを御購入されない方でも入れるという制度でございます。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。朝木議員。

○4番（朝木直子君） 私も確認させていただきたいのが、収入への影響額はどの程度見込んでいるのか伺います。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 現在のサイエンス友の会の実績を申し上げますと、友の会の会員数が1,810人で、年間250万6,000円の売上がございました。これは平成27年度の友の会の実績でございます。これを全体で見ますと、科学館利用者総数が23万7,000人余りにして、利用料金の総額が1億3,400万円を超えております。友の会の売上自体は総額の1.87%と、2%に満たないということですので、そもそも友の会の売上自体は全体の中では小さいということがございます。

平成29年度の年間フリーパスの購入者の見込みですけれども、先ほどお答えしたように若干増えるであろうということで、2,200人を想定しております。これで年間パスの売上高が247万円余りとなります。ですので、友の会の27年度の売上とほぼ同じぐらい。それにさらにロクトメンバーズの参加費を別途想定しますので、こちらのほうが27万円余りで、合わせますと270万円を超えるということで、現行制度より若干増えるという見通しを持っております。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。大林議員。

○10番（大林光昭君） 私からも幾つか質問させてください。

先ほど、サイエンス友の会が1,810人ということでしたけれども、子どもの会員から一般会員、家族4名までと5名以上、それぞれの人数を教えてくださいたいのと、それから、今回の年間フリーパスにすることを目的というのは、今の質疑の中でよくわかりました。それで、今回の金額の設定の根拠をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 友の会の会員数でございますが、まず大人と子どもで分けておりまして、大人が896、子どもが914ということで、大人のほうが49.5%、子どもが50.5%、ほぼ同じぐらいということになります。このうち、7割ぐらいが家族会員という構成になっております。

会費の設定の根拠でございますが、友の会の会費については、入館料の5倍ということで設定をしております。今回の年間フリーパスについては入館料の4倍ということで、若干の値下げをするというのがまず1つ趣旨でございます。

さらに、これは以前から皆様方の御要望が多かった圏域市民への特典ということを経営の考え方の柱としておりますので、こちらについては、さらに入館料の3倍程度にしようということで設定をさせていただいております。

○議長（佐藤 徹君） 大林議員。

○10番（大林光昭君） ありがとうございます。それで、友の会の収入が1.数%ということでありましたけれども、私は、サイエンス友の会が今後年間フリーパスになるにしても、ここはやっぱり何回も来ていただける方だと思うんですね。つまり、言いかえればこの館のファンということだと思うんです。ここを増やしていくということは大事なことだと思っています。そこについての今後の考え方というか、戦略をちょっとお聞かせいただきたい。

例えばここまで持っていきたいという、今回改定して少し安くしてというところもありますし、圏域の方により多く来ていただくという趣旨の割引ということもあると思うんですけれども、このパーセンテージまで伸ばしていきたいとか、そういった具体的な目標があるのかなのか、そういうことも含めてお聞かせください。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 現在、科学館の利用者はリピーターの方が非常に多くて、6割ぐらいはリピーターとなっております。私どもは、リピーターをやはり大事にして、おっしゃるようにファンを増やして、さらに何度も来ていただくことによりまして科学への興味関心度を上げるといった、この科学館が本来持っている使命を果たしていきたいというふうに

考えております。ですので、できるだけ回数多く来ていただきたいということと、それから圏域市民の方々により多く来ていただきたいというのが、今回のフリーパスの考え方の背景にあります。

具体的な目標数値としては、まだ指定管理者のほうで検討している部分がございます、正確には出ておりませんが、趣旨としましては、従来のサイエンス友の会の利用実績を上回っていくということを想定しております。

○議長（佐藤 徹君） 白石議員。

○7番（白石玲子君） ちょっと聞き漏らしたのかもしれないので確認だけさせていただきたいんですけども、2段構えにするロクトメンバーズに関しまして、ニュースの送付などもなさるかと思うんですが、そういう意味では、やはり一定の費用負担をお願いするような形だと思うんですね。

先ほどの予算の関係では27万円程度ということだったんですけども、一方でイベントの限定とか優先の関係、そのあたりへの御参加をお願いしたいということでは、ニュースを送付することによってお知らせをするという形になるかと思えます。ロクトメンバーズの方々に対する費用負担はどういう形になっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） ロクトメンバーズについては有料としております。こちらのほうは利用料金ではなくて、指定管理者のほうのプログラムへの参加費ということになりますので、今回の条例改正にはお載せしておりません。

具体的に申し上げますと、今、計画の数値でございますが、ロクトメンバーズの大人の料金は1,000円、子どもは400円です。これは、先ほど申し上げましたように、年間フリーパスの購入者でなくてもこれで入れます。さらに、ロクトメンバーズについても圏域割引を設けようということで、大人は750円、子どもは300円としております。

このような料金設定をいたしましたのは、ロクトメンバーズに入って、さらに年間フリーパスを購入しても、家族会員の現在5,000円という数字を超えない。これよりは安くするというような形で圏域割引の設定をさせていただいております。

「ロクトニュース」などの送付は、ロクトメンバーズに対して行いますので、御指摘のように経費等がかかります。また、限定イベント、優先イベントなどの実施に係る経費もございますので、それについては受益者負担という考え方から、今申し上げたような形で参加費をいただくというふうに考えております。

○議長（佐藤 徹君） 白石議員。

○7番（白石玲子君） 御丁寧な説明ありがとうございます。そうすると、年間フリーパスの方に対するニュースの送付ということはなさるのでしょうか。フリーパスの場合には、限定イベントや優先イベントが先ほどの御説明によると含まれないような形になるかと思えます。

そうすると、年間フリーパス・プラス・ロクトメンバーズになるというケースも想定ができるかと思うんですね。実質的には、両方に入れば、大人が結局2,000円プラス1,000円、子どもが800円プラス400円ということも、今までのサービスに加えて、2段構えにすることによって負担が増えるケースもあるというふうに考えられるんですけども、そのあたりはどうお考えですか。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） まず、年間フリーパスの方に対しては「ロクトニュース」などの送付はいたしません。現在は全員に送付しているために、実はこの送付料等が非常にかかっております。ここで利用者の方の御意見を聞きましたところ、年間フリーパス購入者、特に家族会員の方は、お子様が小学校でほとんどの場合「ロクトニュース」を受け取っているということで、あまり送付している意味がないというところもわかってまいりましたので、前提としまして、年間フリーパスの方に対しての「ロクトニュース」は廃止しようというふうに考えております。

それから、御負担増になる部分があるのではないかという御指摘につきましては、確かにフリーパスに入った上でロクトメンバーズになった場合、圏域外の方で大人だけのグループとなりますと高くなることもございますけれども、先ほど申し上げましたように、利用実態を見てみますと、どちらかというとお子様中心のリピーターの御利用が多い。特にロクトメンバーズになるような方については繰り返し利用者になりますので、やはりお子様中心になるであろうと。特に圏域の近い方により多く来ていただくことになるであろうということを考えますと、圏域割引として設定している値段の中では、従来より負担が大きくなるということはないと考えております。

○議長（佐藤 徹君） ほかにございますか。村山議員。

○3番（村山淳子君） お聞きしようとしていたことを今ちょうど白石議員が聞いていただいたんですけども、そうすると、年間フリーパスの方に対しての「ロクトニュース」、お知らせというのがない形になるので、ぜひSNSを利用した形でニュースを受け取れるようにしていただくのが必要なのではないかなというふうに考えます。例えば、入場券の裏のQR

コードから入っていけるとか、そういうのを活用していただくことについてもしお考えがあれば伺います。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 「ロクトニュース」につきましては、科学館のホームページのほうにPDFファイルで掲載するようにいたしておりますので、今後も皆様に読みやすいようにしていきたいと思っております。

また、今おっしゃいましたように、現在、科学館のホームページの御利用ではどちらかというとスマートフォンの御利用が増えておりますので、スマートフォンに対応してSNSなどの中でもこのホームページの「ロクトニュース」などが閲覧しやすくできるように、ホームページの改造を今検討しております。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号「多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤 徹君） 日程第11「議案第8号 平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第8号「平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき議決を求めます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,392万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ4億5,534万2,000円と定めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） 議案第8号「平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」について、補足して御説明申し上げます。

こちらにつきましては、補正予算書に基づき御説明させていただきます。

補正予算書1ページをお願いいたします。平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）は、第1条にございますとおり、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,392万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ4億5,534万2,000円とするものでございます。

予算の内容は、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、第5款繰入金は、後ほど歳出で御説明いたします諸契約等の契約差金や職員の育児休業による人件費などの減に伴い、平成28年度の事業費が減少するため、財政調整基金及び施設整備基金繰入金合計で1,392万3,000円減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。第2款総務費は、一般管理費の人件費につきまして育児休業の職員の給料等を731万円減額し、一般管理事務費について、予算管理システム改修業務委託や、施設維持補修工事等における契約差金など548万2,000円減額するものでございます。

第3款事業費につきましては、駐車場整備事業費の館庭西側バス停留所等整備に係る契約差金113万1,000円を減額するものでございます。

議案第8号「平成28年度一般会計補正予算（第2号）」についての補足説明は以上でございます。

○議長（佐藤 徹君） これより質疑に入ります。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号「平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」を

採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤 徹君） 日程第12「議案第9号 平成29年度多摩六都科学館組合の負担金について」、日程第13「議案第10号 平成29年度多摩六都科学館組合一般会計予算」を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第9号及び議案第10号の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第9号「平成29年度多摩六都科学館組合の負担金について」、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度の負担金につきまして、多摩六都科学館組合同約第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。

平成29年度の負担金の総額は、前年度と同額の3億8,200万円とするものでございます。

続きまして、議案第10号「平成29年度多摩六都科学館組合一般会計予算」について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,435万5,000円と定めるものでございます。

第3条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を2,000万円と定めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） 議案第9号、組合負担金と第10号、一般会計予算につきまして、一括して補足説明させていただきます。

まず初めに、議案第9号「平成29年度多摩六都科学館組合の負担金について」、御説明申

上げます。

資料7をごらんいただきたいと思います。平成29年度の負担金総額は3億8,200万円で、前年度と同額となっております。消費税の増税が平成29年4月から平成31年10月に2年半先送りになったことによりまして、昨年と同額となっております。

人口割につきましては、平成27年の国勢調査に基づく案分率で算定してございます。各市の負担額は表のとおりとなっております。

続きまして、議案第10号「平成29年度多摩六都科学館組合一般会計予算」につきまして、補足して御説明申し上げます。

平成29年度一般会計予算書をお願いいたします。恐縮ですが、前年度からの変更点を中心に、主なものについて御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,435万5,000円と定めるものでございます。

一時借入金につきましては、第3条のとおり、借り入れの最高額を2,000万円と定めるものでございます。

内容は、事項別明細書により御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。総括でございますが、歳入歳出とも前年度と比較いたしまして91万1,000円、0.2%減となる4億5,435万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。第1款分担金及び負担金は前年度と同額で、各市の負担額は説明欄に記載のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。第5款繰入金につきましては、前年度比87万円減の7,162万1,000円となっております。

財政調整基金の繰入金は設備機器修繕等への充当を予定してございますが、前年度比2,836万円増の4,705万1,000円となっております。

施設整備基金の繰入金につきましては、施設設備補修等に充当するため、前年度比2,923万円減の2,457万円となっております。

続きまして、歳出でございます。10ページをお願いいたします。

第1款議会費は、前年度比1万円増の148万9,000円となっております。

第2款総務費は、前年度比55万4,000円減の1億2,900万1,000円となっております。

13ページをお願いいたします。主な内容は、説明欄2の一般管理事務費の第11節需用費の修繕料、施設設備等補修1,998万円で、自動火災報知設備感知器交換や空調機器等の修繕を

予定しております。

第13節委託料は、15ページをお願いいたします。新たに統一的な基準に基づく財務書類作成業務、空調設備更新設計業務等を予定いたしております。

第15節工事請負費では、エレベータ3号機の老朽化安全対策工事1,485万円、館内トイレ洗面台更新工事518万4,000円などを予定いたしております。

16ページをお願いいたします。第3款事業費ですが、前年度比2,929万8,000円減の2億9,130万6,000円を計上してございます。

第1目運営事業費につきましては、第11節需用費に修繕料として全天周デジタル映像装置プロジェクター部品交換修繕1,836万円を予定いたしております。

第14節使用料及び賃借料は、南側駐車場借上返還に伴い、1,555万2,000円減となっております。

第2目建設事業費につきましては、館庭西側バス停留所等整備工事完了に伴い、皆減となっております。

第4款公債費でございますが、前年度比2,893万1,000円増の3,155万9,000円を計上しております。駐車場取得に係る元金償還が平成29年度より始まるものでございます。

18ページから27ページは、給与費明細書となっております。後ほど御確認いただきたいと思っております。

28、29ページは、債務負担行為調書と組合債現在高調書となっております。

議案第9号、第10号の補足説明は以上でございます。

○議長（佐藤 徹君） これより一括して質疑に入ります。

質疑のある方は。白石議員。

○7番（白石玲子君） ちょっと見つけることができなくて教えていただきたいんですけども、財政調整基金と、それから施設整備基金の現在高を教えてくださいませんか。それが第1点です。

それから、非正規の方の雇用ということもあるかと思いますが、昨年の10月1日に東京都の最低賃金が932円になっておりますが、それに伴う要綱の改正とか、あるいは当然ここに反映されているかと思っておりますけれども、そのあたりについてはどのような状況になっていらっしゃるのでしょうか。

それと同様に、この予算の中に反映されているのかどうか分かりませんが、非正規雇用の方々への福利厚生ですとか、そういった処遇の関係についての御説明をお願いいたし

ます。その3点です。

○議長（佐藤 徹君） 宮寺事務局長。

○事務局長（宮寺勝美君） 財政調整基金の現在高でございますけれども、7,212万8,000円。

それから、施設整備基金につきましては6,096万5,000円となっております。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） それでは、非正規の方の雇用に関する件ですが、まず組合のほうの臨時職員につきましては、時給を最低賃金に基づいて設定させていただいておりまして、都度改定をしております。この基準につきましては、西東京市の臨時職員の雇用の改定に合わせて実施をしております。

また、現在、組合のほうでは臨時職員以外に非正規の方というのはございませんので、特にその計画というのもないんですけれども、指定管理者のほうにつきましては指定管理者の雇用形態にお任せしておりますが、こちらのほうについては1年ごとの契約社員という身分で皆さん勤務をされております。

ただ、指定管理者は今回7年の指定期間を受けております。今後、5年間以上の連続勤務については、正規職員への転用をしなければならないという法改正がございますので、それに対して乃村工芸社のほうで対応していくものと考えております。

○議長（佐藤 徹君） 白石議員。

○7番（白石玲子君） 御答弁ありがとうございました。財政調整基金と、それから施設整備の関係の基金なんですけれども、これまでの議論の中でも、やはり施設整備の関係などに関しましては、老朽化の関係といった意味では、対応というのが一つの大きな課題になっていらっしゃるんですよね。そういう意味では、今回のこの予算の中で具体的にはどのような反映がされているのか。

そしてまた、今の財調の状況の中で、財調の関係は必要があればそのときに取り崩しという形になるかと思っておりますけれども、この状況で約7,000万円、あるいは施設整備の関係は6,000万円というところなんですけれども、見通しとしては課題に対しての予算設定がなかなかやっぱり難しいかなというふうに思うんですけれども、そのあたりはどういう御見解を持っていらっしゃるのかという点について伺いたいと思います。

それから、2点目なんですけれども、当然のことながら、西東京市のほうの関係で反映という形になるかというふうに思います。ただ、指定管理者制度の関係で契約社員という形のお立場で、この予算の中でそこまでだと突っ込み過ぎかなと思うんですけれども、今後、や

っぱり総務省の関係の法改正なんかもありましたので、そういった意味では、5年以上については正規のという形になってはいますが、私などの立場からいくと、正規にやはり行かれるほうがいいと思いつつも、現場というのやはりそのあたりはいろいろお考えになるようで、1年ごとの契約をすることによって、その対応がなかなか難しい部分が出てくる可能性があるというふうには思っているんですね。

そういう意味では、職員の方々が安定して仕事をしていけるための待遇というものはやはり一定きちんと見ていかなければいけないですし、多摩六都の場合にはかなり専門性を求められますので、その専門性の蓄積のためにもやはりよい形で対応されるということが望ましいかなと思います。その点については指定管理者の関係ですので、そこまで事務局のほうとして答えられるかどうかわかりませんが、もし何か御意見などがございましたらば教えていただければというふうに思います。

○議長（佐藤 徹君） 宮寺事務局長。

○事務局長（宮寺勝美君） 私のほうから基金関係について御答弁いたします。

財政調整基金に関しまして、今後の見通し、それから施設整備基金に関してですけれども、なかなか厳しいところがあると思っております。財政調整基金に毎年繰入金を入れておきまして、財調につきましては設備機器修繕等へ充当。それから、施設整備基金の繰り入れにつきましては、施設整備の補修等ということで充当してございます。基金につきまして、施設の補修のほうも今後かかってくると思っておりますけれども、それにつきましては、補修等の関係をなるべく平準化するとか、そのような形で対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 指定管理者のほうのスタッフの問題につきましては、組合の立場からモニタリングということを通して、やはり安定的な雇用の確保と、それから専門性の確保というのは重要なテーマであると考えております。御指摘のように、スタッフの待遇面、それから専門性を確保する上で、やはり長期的な見通しのある雇用形態というのも一つ重要なことであるというふうに認識しておりますので、指定管理者に対しては、そのような観点からモニタリングを進めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤 徹君） 白石議員。

○7番（白石玲子君） もうまとめますけれども、今後の財政調整基金や、あるいは施設整備基金の関係につきましては、具体的なところに関しては、短期的なところと中長期的な視点での見通しを立てていくということが非常に重要かと思うんですね。短期的なところでは、

機器とか、あるいは部分的な補修だとか、そういうところでの対応ができると思いますし、また、そのあたりは平準化することによって乗り越えていくことができるというふうに思うんですけども、やっぱり中長期的に大きな形での施設整備、あるいは建て替えということが、今後かなり先の話ですけども、そのあたりのことも考えていくと、一定やっぱりその方向に向けても、多分御準備も心がけていらっしゃると思うんですけども、そのあたりも含めて次の世代にどう伝えていくのかということが非常に大きな課題になるかなというふうには思います。

それから、指定管理者の関係なんですけれども、モニタリングのほうはすごくちゃんとこれまで、実績を見せていただいてきちっとやっていらっしゃいますので、そこでやはり期待していきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 徹君） 日向議員。

○1番（日向美砂子君） 今、白石議員が質問したことにも少し関連してくるんですけども、設備補修ということに関連して、今回、空調設備更新設計業務ということで1,180万円ほど入っておりますけれども、この言葉どおりだと設計業務ということで、今後、補修工事など来年度以降関連費用が出てくるのかどうか、その見通しについて今年度の予算に関連してわかる範囲で御説明いただければと思います。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 現在、科学館の空調機器については老朽化が非常に懸念されているところでございます。特に展示室の空調機器等は数が多いことと、それから管理部門、こういった会議室や事務室等の管理施設の空調機についても相当数の室外機、室内機が見込まれております。これらを効率的に更新していくために、専門的な見地から、あるいは技術的な助言等が不可欠なことによりまして、今回、委託業務で設計をするものでございます。具体的に空調機の更新は、この設計書をもとに平成30年度以降実施をしていく計画でおります。

○議長（佐藤 徹君） 日向議員。

○1番（日向美砂子君） 金額までは難しいのかもしれませんが、ある程度設計で工事ということであれば、これ以上の金額が今後出てくるのかなというふうにも思います。せっかく、正式に決まったものではないですけども、長期的な施設全体の予想も含めて計画のようなお話も出ていたかというふうに記憶しておりますけれども、科学とか、文化とか、芸術というものもとても大事だと思いますので、財政面、お金のことだけでは語れないと思

いますし、逆に言うと工夫をして維持していく必要があると思うんですけれども、先ほど白石議員もおっしゃっていたように、中長期的な計画の中で、空調設備も含めてですけれども、もう少し今後具体的な計画のようなものを出してくるのかどうか、その辺のところだけ、考え方ということで構いませんので教えてください。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 現在は、科学館全体の老朽化、あるいは施設設備のどこまでの更新等が必要かということ調査しながら進めているような状況です。ここにございます更新の設計業務等も含めて、今後、どれぐらいの規模で具体的な施設設備の更新が必要になってくるかを明らかにしつつ、科学館のほうの財政の裏づけがある、財政計画を伴った長期修繕計画を策定していくつもりであります。こちらについては、また明らかになった時点で皆様に御報告をさせていただくつもりでございます。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。永田議員。

○8番（永田雅子君） 何点か伺いたいと思います。時間の関係もあるので簡潔にいきます。

9号につきましては各市多少の増減があるんですけれども、これはあくまでも国勢調査に基づくということなので、人口割の部分で増減があったというふうに確認させていただきました。

予算についてなんですけれども、見方がわからなくて、指定管理者からの成果配分についてはどこに書かれているのかというのを伺いたいと思います。

それと、指定管理料についてなんですけれども、私も調べてくればよかったんですけれども、増減があるのか。なぜかという、先ほど来職員の体制が出ているんですけれども、毎年同じ指定管理料なのか、それとも指定期間によって年度ごとに人員教育をしていくような関係でスキルも当然アップしますよね。そういう関係で指定管理料も段階的に上がっているのか、その部分を確認したいと思います。

それと、施設整備についてなんですけれども、私、前の議会のときに東京都の補助なんかはないんですかと聞いたら、なかなか難しいけれどもちょっと調べますというような答弁をいただいているんです。それについて伺いたいと思います。

多摩六都科学館ができた経過ということ調べていくと、そもそも東京都が多摩地域につくろうということがあって、結果的に東京都でつくるんじゃなくて広域でお願いしますという経過があって、広域で運営しているという状況があるというふうに聞いているんですね。そういったところも考えると、東京都の補助とかそういうものがあってもいいんじゃないか

など思うんです。例えば、六都館といたしまして、そういうことを東京都に要望したことがあるのか、もしくは検討したいと思っていらっしゃるのか、そのあたりの考えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） まず、指定管理者からの還元金でございますが、これは利用料金還元金ということですが、実際に発生するかどうかは明確ではございませんので、予算書のほうには明記をされておられません。ただ、その収入が発生した場合は、予算書の8ページでございます諸収入の2の雑入の中に収入をすることとなっております。

それから、指定管理料の増減につきましては、指定管理料は毎年協議をして定めるということになっておりますが、上限額として設定しておりますのは、これまでの金額と変わらない金額でございます。指定管理者業務の委託料については、債務負担行為をとらせていただいております、これが予算書の28ページのところに出ております。毎年一定額で計上させていただいておりますが、ただし、平成31年度に消費税の増税が予定されておりますので、消費税が増税された場合は、増税分については増額をする予定です。

それと、それにかかわるスタッフの収入面に反映しているかどうかということですが、これは指定管理料を直接上げてどうこうするというのではなくて、指定管理者については利用料金という収入がございますので、その利用料金の収益分でスタッフの人件費、特にベースアップ等に係る部分を賄うという考え方をとっております。言い方をかえますと、指定管理者が頑張ってくださいれば、その分皆さんの収入にもつながる方法をとっているということになります。

最後の施設更新に関する東京都の補助ということでございますが、具体的に東京都がこういう補助をするというメニューを持っているわけではございませんので、科学館から直接お願いをしているということではございません。ただ、これは5市で考えて、5市共同で運営している科学館でございますので、今後、何らかの形で構成市とも相談しながら、東京都、あるいは国からの補助、助成が得られるのかどうか検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 徹君） 永田議員。

○8番（永田雅子君） 成果配分は、決算になって出てくるということで了解をいたしました。成果配分について予算に入れるか入れないかというのはちょっと難しいなと思うんですが、今までの結果の中から多少予想というのは出るんじゃないかなというふうに思います。

先ほどの行政報告の中でも、利用者数が前年度比で6.3%増加しているということで、その理由の1つとして、駐車場の東側が開放されたということもあるんですけども、一方で返さなければいけない駐車場がありますよね。その影響についてどのように見ているのか伺いたいのが1点です。

そして、指定管理料についてはわかりました。無料の施設じゃないので、使用料も含めて人件費のアップにつなげていくということで了解をいたしました。

それと、施設の更新の補助の関係なんですけれども、やはり予算を見ますと、4億5,400万円規模で、約半分が指定管理料という中で、実際そうした予算の中で施設をこれから更新していくというのは、どうしても限界があるのではないかなと思うんです。

東京都のほうにこちらから補助は何かありませんかというのちょっとあれなんですけれども、やはりできるだけ調査をしていただきまして、都の施設ではないにしろ、都民の使う公的な施設であることから、ぜひここは積極的にできることに取り組みを強めていただきたいというふうに思います。質問は1点だけです。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） まず、還元金につきましては、現在、平成28年度の収入がかなり上がってきておりますので、恐らくは平成27年度と同規模になる見通ししております。そういたしますと、利用料金全体の収入が1億3,000万円ぐらいで、そこから計算しますとやはり1,000万円ぐらいの還元金が平成29年度の決算の中に出てまいります。

それ以降の見込みでございますけれども、御指摘のように、南側の駐車場を返還いたしますので、これまでのように駐車台数が確保できないという現実がございました。ですので、指定管理者のほうでも利用者の集客には影響があるというふうに考えております。

○議長（佐藤 徹君） 永田議員。

○8番（永田雅子君） 駐車場のことは、南側は返さなきゃいけないんですけども、やっぱり車でいらっしゃる方も多いと思うんです。そういった中、東側の駐車場は今使いやすく、時間になっているので回転もよくなるのではないかなと思われるんですけども、やはり無断駐車とかということは御近所の迷惑にもなりますし、前から議論が出ている近隣の大型店舗の施設の駐車場を繁忙期にちょっと貸してもらおうとか、様子を見なきゃいけないんですけども、そういう手だてを講じていただくことを検討していただきたいということを申し述べて、終わります。

○議長（佐藤 徹君） ほかに。大林議員。

○10番（大林光昭君） では、質問させていただきます。

負担金はわかりました。今ありました諸収入のところ、還元金の話なんですけれども、出るか出ないかわからないからというお話があったんですけれども、去年も出て、今年も出る見込みだということになったときに、科目存置という考え方はないのかどうかを確認させてください。というのは、予算書を見て、やっぱりわかりにくいんですね。なので、その考え方についてお聞かせいただきたいと思います。それから、還元金については1,000万円程度出るんじゃないかということなので、そこはわかりました。

もう1つは、財産貸付収入ですね。これも映像の権利ということで数件あったと思いますけれども、29年度はどの程度を見ているのか。何件ぐらいを目標にしているのかということも、収入としては非常に大事になってくるかなというふうに思いますので、お聞かせください。

それから、運営事業費のところでは幾つか伺いたいですけれども、まず来年度の利用者の目標は何人ぐらい設定しているのかと、それに向けて、今の段階で検討しているイベントであったりとか、企画であったりとか、こういったものがあればあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、今年度実施している圏域の市民調査が来年度の事業にどのような形で生かされるのか。それと、決算のときに私は、アウトリーチ活動ということでプログラムみたいなものを準備して、地域の方がこういうものをやれますよ、多摩六都科学館の人は協力できますよということをもっと積極的にアピールしていったほうがいいんじゃないかという話をさせていただきましたけれども、その検討状況をお聞かせください。

駐車場についてなんですけれども、南側の駐車場をお返しするのが3月31日ですか。その日付と、それ以降、今お話がありましたけれども、私も昨年の決算で言わせてもらいましたけれども、見通しですね。近隣への御迷惑というのはやっぱり避けたいところありますので、混雑等が発生をしないという見込みであるのかどうかということは確認させていただきたいと思います。

それから、入館料なんですけれども、恐らく消費税10%に上がるときに料金改定というようなお話もあったと思うんですけれども、料金改定をどういう形で検討されていくのかということもあわせてお聞かせいただければと思います。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） まず、指定管理者の還元金につきまして科目存置という考え方

なのですが、これはいろいろ検討させていただきまして、西東京市さんをはじめ、その他のところで、やはり発生するかしないかのものについては科目存置という形でも計上はしないということを伺っておりますので、当組合のほうでもそういうようにやっております。

それから、プラネタリウム番組の著作権使用料につきましては、1件2万円ということで協定を結んで、番組制作会社、配給会社のほうで全国のプラネタリウム館とかにPR等を行っていただいております。これについては組合の自主財源となりますので、できれば毎年度上げていきたいと思っておりますが、これまでのところ、平成27年度に3件あったところなのですが、28年度は残念ながらそれ以降出ておりません。29年度以降もできる限り配給会社にはこの番組のPRをお願いしたいというふうには思っておるところです。

続きまして、利用者の目標でございますが、指定管理者のほうで設定している目標数値が平成29年度は21万5,000人です。これに向けてのイベントでございますが、後ほど指定管理者の事業計画書について御説明させていただきますけれども、まだ夏以降の大型イベントについては具体的なものが出てきておりません。

それから、圏域へのアウトリーチ活動の検討状況でございますが、指定管理者のほうでやはり地域拠点事業というのを重視して、地域に出ていく活動も含めまして、地域の方々との連携をさらに一層進めるということで、さまざまな方策を考えてもらっております。この中で、学校関係で御要望がありました際に、科学館から出向いているアウトリーチ活動をさらに充実させていくようにということは、組合のほうからも強くお願いをしているところでございます。

それから、南側駐車場の契約ですが、これは平成29年の3月31日で終了いたします。南側駐車場がなくなった場合、現在、120台ほどあるわけですが、土日、あるいは夏休み等の繁忙期にはほぼ満車になるぐらいに稼働しております。これがなくなった場合ということを考えますと、やはり自動車の利用についてはある程度皆様をお願いをして、公共交通機関の利用促進というのを図っていくようなPRを進めたいと思っております。

「はなバス」が田無駅から花小金井駅を運行するようになりまして、「はなバス」利用者が非常に今増えております。土日にはかなりの御乗車もございますので、これをさらに一層促進していくということを考えておりまして、今回、圏域市民感謝デーに関東バスの御協力もありまして「はなバス」が増便されるというようなこともありますので、科学館利用者がより利用していただければ、そういったバス便の利便性も上がってくるのかなと考えております。

また一方では、西武池袋線方面からのアクセスが悪いという御指摘が以前からございますので、これは都市計画道路の開通の見通しも今情報として入ってきておりますので、それにあわせて該当する西武バス等の事業者に今後働きかけをいたしまして、ぜひ路線バスの科学館への開通というのもお願いしていきたいというふうに思っております。

さらに、入館料につきましては、料金改定ということになりますと、また設置管理条例の改正になります。その前提といたしましては、利用料金改定のための検討委員会というのを実施したいと思っております。今回のサイエンス友の会の料金改定につきましても、利用料金検討委員会を開催して、その場で検討していただいております。今後も入館料等の利用料金の改定につきましては、こういった形で外部の方の御意見も伺いながら、適正な料金設定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 徹君） 大林議員。

○10番（大林光昭君） ありがとうございます。まず予算そのものなんですけれども、科目存置はしないと。考え方はもちろんいろいろあると思います。ただ、やっぱりわかりにくいという問題をそのままにすることはいいことではないと私は思いますので、記載の方法を予算書について考えていただきたいということが1つ。

それから、やっぱり予算は法律上も極力精緻な数字というか、もちろんぶれはあるわけですが、これぐらいの収入があるからこれぐらいの支出ができるということであって、そもそもその振れ幅が大きい予算だと、歳出も振れ幅が大きくなるということだと思っておりますよね。その予算調製の考え方というのをどういうふうにお持ちになっているのかということをお聞かせいただきたい。

それから、ソフトのところなんですけれども、今年度がなくて来年度もまだということですが、むしろいつも申し上げているとおり、この館自体というのは箱ですから収容人数の限界があって、プラネタリウムなんかでも増やそうと思っても増やせないというところがあるわけですね。

そうすると、こういうところで収入確保していくということは非常に大事な取り組みだと思っていて、それぞれの構成市からの負担金ということもありますけれども、できればそこを極力抑えていくという取り組みというのはぜひしてほしいと思っております。そういう意味では、ぜひ目標を設定してやっぱりやっていくべきじゃないかなということは申し上げておきたいと思っております。

それから、先ほど申し上げたアウトリーチプログラムということもいろいろ検討いただい

ているとは思いますが、やはりより多くの方に知っていただく。小学生入学のお祝いとして送っても来館されない方のほうが多いという現状を考えると、多くの方に知っていただくということは非常に大事なことでありますので、ぜひ形としてそういったプログラムをつくっていただいて、ホームページ等で多摩六都に御相談いただければこんなことができますよという形は見せていただきたいと思います。

あわせて、ホームページについて言えば、これは意見だけ申し上げておきますけれども、子どもの利用者が非常に多いですね。私もたまに見ていると、館長のコラムとか非常におもしろいんですね。だけど、やっぱり子どもが見るにはちょっと難しいとまでは言わないですけれども、もっと子どもたちが興味を持っていただけるような中身、コンテンツを増やしていただいてもいいかなということだけは、意見として申し上げておきたいと思います。

それから、駐車場ですけれども、今の御答弁ですとちょっと不安が残るといえるのか、近隣の方の協力があって成り立っている施設でありますので、どういう形で渋滞を避けるのかということも含めて、もう一度ぜひ検討していただきたいと思います。「はなバス」ということであれば、積極的に多摩六都科学館としてどういうふうそこに促していくのかということですね。それもしっかり考えていただいて、駐車場がいつも満車だとほかのところへ行こうかという話にもなるわけですから、これはぜひ考えていただきたいと思います。申し上げます。

入館料については、検討委員会を設置してやるんだということでありましたので、承知いたしました。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 予算につきましては、やはり年度当初の見通しとなりますので、しっかりと内容を精査してまいりたいと思っております。

還元金等の表現のわかりにくさということについても今後検討させていただきまして、なるべく皆様にわかりやすい予算書となるように努力をしてまいりたいと思います。

それから、プラネソフトにつきましては、御意見をいただいたとおり、今後も引き続き目標を持ってやっていきたいと思いますが、1点申し上げますと、組合では現在、事業としてこういうソフトをつくっておりませんので、実際には平成24年度以降につくっているソフトにつきましては、指定管理者のほうが権利を持って作成をしております。その中で映像コンテンツや、あるいは企画展のコンテンツが、ほかの館で実施されるようなケースが出てきておまして、これは料金的なことは承知しておりませんが、当然そういったところで指定管

理者のほうの別収入として入ってきているものと思われま

す。組合としては現在、そういった形でのコンテンツ等の制作を行っておりませんが、今後、また何か組合で制作するものに関してほかの館での御要望が出てくるようであれば、こういったものを広めていきたいというふうにも思っております。ですので、現在のところ、なかなか目標をつくりにくいということが背景にはございます。

あと、アウトリーチ活動については、御指摘のようにできるだけメニュー化して皆様にかかるようにしたいという考えは私どもも持っておりますので、指定管理者のほうに働きかけをしてまいりたいと思います。

あと、駐車場の混雑緩和、渋滞を避ける方策等についても今後検討させていただきまして、御近所の方に御迷惑をおかけしないような対策をとってまいりたいというふうに心がけます。

○議長（佐藤 徹君） 大林議員。

○10番（大林光昭君） ありがとうございます。終わりたいと思えますけれども、予算については、先ほどイベントや企画についてはまだというお話もありましたけれども、本来、やっぱり我々は予算を、こういう事業があるからこれぐらいの人数が見込めて、そうするとこれぐらいの収入、つまり歳入は見込めるよねというところも含めて審査をさせていただいておりますので、それがわかるような形で出させていただくということが、我々が審査のためにということではないと思えますけれども、そこはぜひしっかりやっていただきたいなということは意見として申し上げておきます。

それから、いわゆるソフト的な部分については、今すぐにとというのは当然おっしゃるとおり難しいと思いますが、今後のことを考えていきますと、やっぱり一定のところでは利用者収入というのはどうしても頭打ちになりますから、その先というのは、今後の事業展開の中でぜひ念頭に置いて進めていただきたいということだけ申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。ございませんか。

朝木議員。

○4番（朝木直子君） 私は、所属自治体の議会の議員報酬と組合議会の議員報酬の両方が支給されることは議員報酬の二重支給であると考え、組合議会の議員報酬については廃止すべきとの考えに立っております。

今回、私の任期最後の組合議会であるため、本議会の定例会が年2回であること、そして1回当たりの会議時間も約2時間であること等を勧案し、せめて現行の月額報酬制ではなく日当制にできないかと思い、賛同者を探しましたが、残念ながら賛同者は見つかりませんでしたので、組合議会議員の報酬の日当制を提案する条例改正の議案は提出できませんでした。

また、議員の視察についても、年2回の定例会しか開催されない組合議会の議員が費用をかけて行うことについては反対であります。

よって、議会費以外の本予算案については概ね賛成の立場でありますけれども、残念ながら、議会費を含む本件予算案には賛成できません。

○議長（佐藤 徹君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第9号「平成29年度多摩六都科学館組合の負担金について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第10号「平成29年度多摩六都科学館組合一般会計予算」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は、組合議会の皆様には各市の定例会前のお忙しい中、科学館組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、ただいま議案を御審議いただきまして御決定をいただきまして、誠にありがとうございます。

ございます。お認めいただいた議案や補正予算、当初予算で引き続き安定的な科学館の運営ができるよう努力してまいりたいと考えております。

おかげさまで、科学館の利用者数も本年度は過去最高の利用者が見込まれるなど、引き続き順調な運営を続けております。来年度は、指定管理者の第2期目の指定期間の初年度となり、新たな気持ちで指定管理者ともども緊張感を持って事業運営に当たってまいりますので、構成市の議員の皆様方には引き続き御理解と御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○議長（佐藤 徹君） これをもちまして、平成29年第1回多摩六都科学館組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 佐藤 徹

多摩六都科学館組合議会議員 斉藤 実

多摩六都科学館組合議会議員 西畑 春政

多 摩 六 都 科 学 館  
組 合 議 会 会 議 録

平成29年 3月発行

編集兼  
発行者

多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982  
内 (223)